

### 3. 2に掲げる事項を達成する ために必要な措置の概要

#### 3-1. 公共の福祉の優先

土地については公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な土地利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施に努めます。

#### 3-2. 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめとする土地利用関連法令等の適切な運用により、国土利用計画の全国計画、北海道計画及び本計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定に努めます。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえて関係行政機関と連携し、適切な調整を図ります。

#### 3-3. 地域整備施策の推進

本村のまちづくりの指針である「猿払村まちづくり基本計画」（猿払村第4次総合計画）に基づき、村民の健康で文化的な生活の確保と地域の発展を図ることができるよう、地域の個性や多様性を生かした地域整備施策を推進し、地域の特性に応じた土地利用と快適な生活環境の形成に努め、村土の均衡ある発展を図る総合的な環境の整備を図ります。

#### 3-4. 国土の保全と安全性の確保

水害等の災害から土地の安全性を確保するため、河川改修、砂防施設等の計画的な整備を進めるとともに、森林のもつ国土の保全及び安全性に果たす機能を高める保安林、治山施設等の整備や森林施業等を推進し、森林の管理水準の向上を図ります。

また、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設等の整備を推進するとともに、地震や火災等による都市的災害に対処するため、防災施設の整備やオープンスペースの確保など、災害に配慮した土地利用への誘導を図ります。

### 3-5. 環境の保全と美しい村土の形成

自然と調和した美しく良好な街並み景観の創出を図るため、集落地内の緑の保全・整備や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めるとともに、農用地や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域等の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、健全な水循環の確保を図ります。

また、優れた自然環境や自然景観、野生生物の生息・生育環境として重要な地域については、関係法令に基づく行為規制によって保全を図るとともに、農山漁村周辺における緑の空間の維持・形成を図ります。

### 3-6. 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その必要性を十分勘案して、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、その他社会的、経済的条件など、周囲に与える影響を十分考慮した上で、適正に行うものとします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化により必要があるときは、計画の見直し等、適切な措置を講ずるものとします。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林のもつ国土保全・水資源かん養などの公益的機能を考慮し、その転換は必要最小限とします。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺土地利用との調整を図ります。

ウ 農用地の土地利用転換を行う場合には、生産性の確保、農家経営の安定及び地域農業や地域景観に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮するものとします。

エ 大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調整を行い、国土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、村の基本構想などのまちづくりの総合的な計画、公用施設整備などとの整合を図ります。

オ 混在化の進む地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地など相互の土地利用の調和を図ります。

### 3-7. 土地の有効利用の促進

- ア 農用地については、低地での泥炭地対策による基盤整備、家畜糞尿を利用した土づくり・草づくりなどの土地基盤の整備を計画的に進めるとともに、効率的かつ安定した農業経営に向け、農用地の集積を図ります。
- イ 森林については、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に進めるとともに、自然とふれあえる場や子どもたちの環境教育の場としての利用など、適正かつ総合的な利用を図ります。
- ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に十分留意しつつ、生物の多様な生息、生育の環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保、河畔の緑や多様な流れの保全と創出を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。
- エ 道路については、地域を結ぶ幹線道路や生活関連道路の機能的な交通ネットワークの形成と整備を図るとともに、安全性の確保と快適性の向上のため、道路緑化等の推進により良好な街並み景観の形成を図り、沿道空間の有効利用と生活環境の保全に資するものとします。
- オ 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、人口・世帯数の動向や地域の特性に配慮した計画的な宅地開発を促進し、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、居住水準の高い住宅地の形成を図ります。
- カ 工業用地については、生産基盤等の整備を促進するとともに、地域との調和及び環境の保全に十分配慮した計画的な工業用地の形成を図ります。
- キ 低未利用地のうち耕作放棄地については、村土の有効利用並びに国土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調和を図りつつ、森林、農用地等としての活用を積極的に促進します。
- ク 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図れるよう適切な協議・連携を図りながら、民間の活力を生かした土地利用など、村土の有効利用の促進を図ります。

### 3-8. 村土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

村土の適正かつ計画的な利用を図るため、必要に応じて村土に関する基礎的な調査の実施を図ります。

また、村民の村土への理解を促すため、調査結果等の情報を公開し、村土の利用についての普及啓発を図ります。

### 3-9. 指標の活用

今後の本村における適切な村土利用に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図ります。